

西東京いこいの森公園バーベキューコーナーの使用に関する要領

第1 目的

この要領は、西東京いこいの森公園内バーベキューコーナーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 使用時間等

バーベキューコーナーが使用できる期間等は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる日 3月1日から11月30日まで
- (2) 使用できる時間 午前9時から午後5時まで

第3 使用手続

バーベキューコーナーを使用しようとする者(おおむね10人程度のグループを1単位とする。以下「使用者」という。)は、使用する日の属する月の2月前の初日から7日までに、みどり環境部みどり公園課(以下「主管課」という。)に使用の申込みを行うものとする。

- 2 前項の申込みのあった者の中から抽選で使用者を決定するものとする。ただし、前項の期間中にバーベキューコーナーの使用の申込みがなかった場合は、抽選期間後から随時申込みを受け付け、先着順に使用者を決定するものとする。

第4 使用方法

バーベキューコーナーにおいて使用できる火気は、携帯用カセットコンロ、ガスボンベ、脚付きコンロ等とし、直火(地面に直接火が触れること。)は禁止する。

第5 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) バーベキューコーナーの使用が終了したときは、速やかに原状に回復すること。
- (2) バーベキューコーナーにおいて使用したものは、各自持ち帰るものとする。
- (3) その他主管課長が管理上支障があると認めた行為をしないこと。

第6 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。